自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第十六条関係） (一)　一般の服制 イ　通常服等の服制	**別表第二**（第十六条関係） (一)　一般の服制 イ　通常服等の服制
［略］	［同上］
作業外被	作業外被
地質	灰色の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとする。	緑色、茶色及び黒色又はこれらの類似色の迷彩模様の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとする。
製式	襟	スタンド襟とする。	ステン襟とする。
	腕章留め	腕章留めループを両肩に縫い付ける。	肩章	作業服上衣と同じとする。
	前面	中央にファスナーを付ける。胸部の左右に各一個のスライドファスナーによる開閉式の隠しポケットを付ける。腰部の左右に各一個のファスナーによる開閉式のふた付き隠しポケットを付ける。	前面	中央にファスナーをつける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、布ファスナーで留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
	そで	長そでとし、そで口に面ファスナーを付ける。左そでにファスナーによる開閉式のポケットを付ける。	そで	長そでとし、そで口にバンドをつけ、緑色のボタン二個で留める。
	形状は、図のとおりとする。	形状は、図のとおりとする。
［略］	［同上］
作業帽	作業帽
製式	［略］	［同上］
	八角筒型とし、共切れの前ひさし及びあごひもを付ける。あごひもの両端は、帽の両側において縫い付ける。帽の腰回りの両側に各二個のはと目を付け、通風口とする。形状は、図のとおりとする。	円筒型とし、共切れの前ひさしをつける。帽の腰回りの両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。前面に共切れの円型台地に茶色糸をもつて桜花の刺しゆうを施した帽章をつける。形状は、図のとおりとする。
［略］	［同上］
幹部候補者き章	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとし、金色の円型の座金を付ける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとし、円型の座金をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
［略］	［同上］
備考　陸曹候補者き章は、防衛大臣の定めるところに従い、それぞれ甲又は乙を着装するものとする。	備考　陸曹候補者き章は、防衛大臣の定める陸曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の陸曹候補者たる自衛官にあつては乙を着装するものとする。
ロ　［略］	ロ　［同上］
(二)　［略］	(二)　［同上］